

# 亀岡市公報

発行所 亀岡市役所  
 総務部 総務課  
 TEL 0771-22-3131(代表)  
 京都府亀岡市安町野々神8番地

## 目次

### —— 規 則 ——

- 期末手当及び勤勉手当支給規則の一部改正 (人事課) 4
- 亀岡市保育の必要性の認定基準及び支給認定事務等取扱規則の一部改正 (子育て支援課) 4
- 亀岡市国民健康保険料の滞納者に対する措置に関する規則の一部改正 (保険医療課) 4
- 職員の営利企業等の従事制限に関する規則の一部改正 (人事課) 5
- 亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例施行規則の一部改正 (子育て支援課) 5

### —— 告 示 ——

- 固定資産課税台帳に登録すべき固定資産の価格等の全ての登録 (税務課) 7
- 平成28年度亀岡市一般廃棄物処理実施計画 (環境クリーン推進課) 8
- 粗大ごみ及び指定ごみ袋に係るごみ処理手数料の収納事務の委託 (環境クリーン推進課) 16
- 徴収事務の委託 (環境政策課) 20
- 亀岡市交通空白地等地域生活交通事業補助金交付要綱 (政策推進課) 21
- 亀岡市妊婦健診費用助成要綱の一部改正 (健康増進課) 27

- 亀岡市予防接種費用助成金交付要綱の一部改正 (健康増進課) 29
- 市道路線の認定に関する告示 (土木管理課) 30
- 市道路線の区域に関する告示 (土木管理課) 30
- 市道路線の供用開始に関する告示 (土木管理課) 31
- 市道路線の廃止に関する告示 (土木管理課) 32
- 亀岡市自転車等駐車場の使用料及び手数料に係る徴収及び収納の事務の委託 (土木管理課) 33
- 国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課) 34
- 国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課) 34
- 地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 34
- 地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 35
- 地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 35
- 地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 35
- 地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 36
- 地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 36
- 地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 36

○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 37	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 43
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 37	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 43
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 37	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 44
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 38	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 44
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 38	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 44
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 38	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 45
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 39	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 45
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 39	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 45
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 39	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 46
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 40	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 46
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 40	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 46
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 40	○市道路線の区域変更に関する告示 (土木管理課) 47
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 41	○市道路線の供用開始に関する告示 (土木管理課) 48
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 41	○国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課) 49
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 41	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 49
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 42	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 49
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 42	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 50
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 42	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 50
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 43	

<b>—— 公 告 ——</b>		
○捕獲犬の抑留 (環境政策課)	51	○再就職者による依頼等の届出の手續に関する規則 64
○捕獲犬の抑留 (環境政策課)	51	○不利益処分についての不服申立てに関する規則等の一部改正 66
○南丹都市計画生産緑地地区の変更による都市計画案の縦覧 (都市計画課)	52	○不利益処分についての審査請求に関する規則の一部改正 67
<b>—— 任免及び辞令 ——</b>		
<b>監査委員欄</b>		<b>上下水道部欄</b>
<b>—— 公 表 ——</b>		<b>—— 規 程 ——</b>
○平成28年度随時監査	54	○亀岡市上下水道部職員就業規程の一部改正 69
<b>教育委員会欄</b>		<b>—— 告 示 ——</b>
<b>—— 任免及び辞令 ——</b>		○料金収納事務の委託 69
<b>選挙管理委員会欄</b>		○亀岡市指定給水装置工事事業者指定の告示 70
<b>—— 告 示 ——</b>		<b>—— 公 告 ——</b>
○告示の廃止	57	○平成28年度賦課対象区域 70
○亀岡市亀岡土地改良区総代選挙の期日及び投票の時間並びに選挙すべき総代の数	58	○負担区の拡大区域 70
○亀岡市亀岡土地改良区総代選挙における選挙長、同職務代理者及び選挙立会人の住所及び氏名	59	<b>市立病院欄</b>
○亀岡市亀岡土地改良区総代選挙における選挙長の執務場所	59	<b>—— 規 程 ——</b>
○亀岡市亀岡土地改良区総代選挙の投票用紙の様式	60	○亀岡市立病院の使用料及び手数料に関する規程の一部改正 72
○亀岡市亀岡土地改良区総代選挙における当選人の住所及び氏名	61	<b>—— 告 示 ——</b>
○亀岡市亀岡土地改良区総代選挙において当選証書を付与した者の住所及び氏名	61	○指定代理納付者の指定 73
<b>公平委員会欄</b>		<b>—— 公 告 ——</b>
<b>—— 規 則 ——</b>		○亀岡市立病院職員採用試験の結果 73
○管理職員等の範囲を定める規則の一部改正	63	

# 規則

期末手当及び勤勉手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第17号

期末手当及び勤勉手当支給規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当支給規則（昭和52年亀岡市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第1号エ中「育児休業職員」の次に「（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である職員を除く。）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市保育の必要性の認定基準及び支給認定事務等取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第18号

亀岡市保育の必要性の認定基準及び支給認定事務等取扱規則の一部を改正する規則

亀岡市保育の必要性の認定基準及び支給認定事務等取扱規則（平成26年亀岡市規則第27号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第7号イ中「第15条の6」を「第15条の7」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市国民健康保険料の滞納者に対する措置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第19号

亀岡市国民健康保険料の滞納者に対する措置に関する規則の一部を改正する規則

亀岡市国民健康保険料の滞納者に対する措置

に関する規則（平成13年亀岡市規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「6箇月と」を「6箇月以上と」に改める。

第4条中「一に」を「いずれかに」に改める。

第5条第4項中「すべて」を「全て」に改める。

第8条第1項及び第12条中「一に」を「いずれかに」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

職員の営利企業等の従事制限に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第20号

職員の営利企業等の従事制限に関する規則の一部を改正する規則

職員の営利企業等の従事制限に関する規則（昭和35年亀岡市規則第15号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

職員の営利企業への従事等の制限に関する規則

第3条中「一に」を「いずれかに」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第21号

亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例施行規則の一部を改正する規則

亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例施行規則（平成27年亀岡市規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表備考第3項を次のように改める。

3 これらの表において支給認定子どもの属する世帯が次の各号のいずれかに該当する場合で、次表に掲げる階層に認定された場合は、この表の規定にかかわらず、それぞれ次表に掲げる保育料とする。

(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規

定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯

(2) 在宅障害児(者)のいる世帯

1号給付

階層区分	保育料 (月額)
B (非課税)	0円
C1 (均等割のみ)	保育料徴収基準表 × 1 / 2

2・3号給付

階層区分	保育料 (月額)
B (非課税)	0円
C1からC8の一部 (市町村民税所得割 合算額が77,100円未 満)	保育料徴収基準表 × 1 / 2

ただし、特定被監護者等(子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)第14条の2に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。)が2人以上いる場合、支給認定子どもについて2人目以降の保育料は無料とする。

別表備考第4項中「小学校1年生」を「小学校(義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。)1年生」に改める。

別表備考中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

- 6 前2項の規定にかかわらず、世帯の市町村民税所得割合計額が、教育認定子どもについて77,101円未満、保育認定子どもについて57,700円未満である場合は、当該特定被監護者等のうち、最年長の支給認定子どもについては、この表に掲げる保育料を、その次に年長の支給認定子どもについては、この表に掲げる保育料の1/2を適用し、その他の支給認定子どもについては、保育料を無料とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

# 告示

亀岡市告示第54号

地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第1項の規定により、固定資産課税台帳に登録すべき固定資産の価格等の全てを登録したので、同条第2項の規定により告示する。

平成28年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

「揭示済」

## 亀岡市告示第56号

亀岡市循環型社会推進条例（平成13年亀岡市条例第13号）第13条第2項の規定により、平成28年度亀岡市一般廃棄物処理実施計画を次のとおり告示する。

平成28年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

## 1 一般廃棄物の処理量の見込み

## (1) ごみ

ア 燃やすごみ	20,021 t / 年 * 1
イ 埋立てごみ	1,427 t / 年 * 2
ウ 粗大ごみ	299 t / 年
エ 資源ごみ	
(ア) カン類	209 t / 年
(イ) ビン類	557 t / 年
(ウ) ペットボトル	120 t / 年
(エ) スプレー缶	22 t / 年
(オ) プラスチック製容器包装	638 t / 年
(カ) 使用済小型家電	5 t / 年
(キ) 使用済乾電池	15 t / 年
(ク) 廃蛍光管	3 t / 年
(ケ) 生ごみ・食用油	13 t / 年
(コ) 新聞・雑誌・段ボール・古布	3,164 t / 年
(2) 犬、猫等の死体	350体 / 年
(3) し尿及び汚泥	
ア し尿	5,891kl / 年
イ 浄化槽汚泥	4,849kl / 年

\* 1 重複カウントになるため、燃やすごみから、粗大ごみ等を破碎したことにより生じる破碎物の見込量及びプラスチック製容器包装の選別残渣の見込量を除いています。

\* 2 重複カウントになるため、埋立てごみから、粗大ごみ等を破碎したことにより生じる破碎物及びカン類・ビン類・プラスチック製容器包装の選別残渣の見込量を除いています。



2 一般廃棄物の処理主体

(1) ごみ

種類及び区分		収集・運搬	中間処理	最終処分
燃やすごみ	家庭系	(公財) 亀岡市環境事業公社 (委託、以下同じ)	焼却/桜塚クリーンセンター (直営、以下同じ)	残渣埋立/大阪湾広域 臨海環境整備センター神戸 沖埋立処分場及び 大阪沖埋立処分場(委託、 以下同じ)
	事業系	許可業者※下記のとおり		
埋立てごみ	家庭系	(公財) 亀岡市環境事業公社	/	埋立/エコビ <sup>®</sup> ア亀岡(直 営、以下同じ)
		許可業者		
粗大 ごみ	可燃性	家庭系	破碎/エコビ <sup>®</sup> ア亀岡、 焼却/桜塚クリーンセンター	残渣埋立/エコビ <sup>®</sup> ア亀岡、 大阪湾広域臨海 環境整備センター神戸沖 埋立処分場及び大阪 沖埋立処分場
		事業系		
	不燃性	家庭系	資源化/民間処理施 設(委託、以下同じ)	残渣埋立/民間最終処 分場、エコビ <sup>®</sup> ア亀岡
		許可業者		
資源ごみ	カン類	(公財) 亀岡市環境事業公社	選別・圧縮/エコビ <sup>®</sup> ア 亀岡	残渣埋立/エコビ <sup>®</sup> ア亀岡、 資源化/民間処理 施設
	ビン類	(公財) 亀岡市環境事業公社	選別/エコビ <sup>®</sup> ア亀岡	残渣埋立/エコビ <sup>®</sup> ア亀岡、 資源化/公益財団 法人日本容器包装リサイ クル協会(委託、以下 同じ)・民間処理施設
	ペットボトル	(公財) 亀岡市環境事業公社	選別・圧縮・梱包/ 民間処理施設	資源化/民間処理施設
		委託業者		
	スプレー缶	(公財) 亀岡市環境事業公社	選別・圧縮/エコビ <sup>®</sup> ア 亀岡	残渣埋立/エコビ <sup>®</sup> ア亀岡、 資源化/民間処理 施設
	プラスチック製 容器包装	(公財) 亀岡市環境事業公社	選別・圧縮・梱包/ 民間処理施設	残渣埋立/エコビ <sup>®</sup> ア亀岡、 焼却/桜塚クリーンセ ンター、資源化/公益財団 法人日本容器包装リサイ クル協会
	使用済小型家電	委託業者	/	資源化/民間処理施設
	使用済乾電池	(公財) 亀岡市環境事業公社	/	資源化/民間処理施設
	廃蛍光管	委託業者	/	資源化/民間処理施設
	生ごみ・食用油	民間業者	/	/
新聞・雑誌・段 ボール・古布	民間業者	/	/	

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第7条第1項に規定する許可業者〔種別/一般廃棄物(ごみ)〕大田産業、(株)カンポ、南丹清掃(株)、松波商店、安田産業(株)、サカエ産業(株)、(有)丸加清掃、日進浄化槽センター(株)、(有)キンキ、(株)クリーンプラン

(2) し尿及び汚泥

種類	収集・運搬	中間処理	最終処分
し尿	(公財)亀岡市環境事業公社、南丹清掃(株)(委託)	脱水/若宮工場(直営)	脱水汚泥及び残渣/民間処理施設
浄化槽汚泥	許可業者※下記のとおり		

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項に規定する許可業者〔種別/浄化槽汚泥〕南丹清掃(株)、日進浄化槽センター(株)

3 ごみ処理実施計画

(1) 3R型のライフスタイル・ビジネススタイルへの転換【発生段階における対策】

- ① 生活系ごみの発生抑制に向けた取り組み
  - ア あらゆる機会を利用した体系的な啓発・情報提供
  - イ 食品ロスの解消
  - ウ 耐久消費財等の長期使用の実施
  - エ 環境にやさしい賢い買い物の推進
  - オ リサイクルショップ等の活用
  - カ 民間の環境団体の取り組みに対する支援
  - キ 河川漂着ごみ調査の継続実施
- ② 容器包装廃棄物の減量化に向けた取り組み
  - ア マイバッグ運動の推進
  - イ 簡易包装等の推進
  - ウ 環境にやさしい、賢い買い物の推進
  - エ レジ袋協定の締結
- ③ 事業系ごみの発生抑制に向けた取り組み
  - ア 事業系ごみについての指導
  - イ オフィス町内会等の設置の推進
  - ウ ペーパーレス化の推進
  - エ 社員研修等の実施
  - オ リサイクルループの構築
  - カ ごみ処理手数料の見直しの検討
- ④ 環境教育・環境学習の充実に向けた取り組み
  - ア 環境啓発の推進・支援
  - イ ダンボールコンポスト講座等の開催
  - ウ 学習の場の提供
  - エ 小中学校における環境教育の推進
  - オ 就学前教育の充実
  - カ 施設見学会の開催
  - キ 出前タウンミーティングの開催

- ク 自然体験型環境学習事業の推進
- ⑤ 環境リーダー・環境サポーターの育成に向けた取り組み
  - ア グリーンコンシューマー（環境にやさしい賢い買い物をする消費者）の育成
  - イ 環境学習指導員の育成
  - ウ 環境活動団体（NPO）等の支援
- (2) 協力関係の構築による資源循環システムの充実【排出段階における対策】
  - ① 生活系ごみの適正排出に向けた取り組み
    - ア 情報発信の充実による意識啓発
    - イ ごみの分け方・出し方パンフレットの作成・配布
    - ウ ごみステーションへの啓発看板の掲示の推進
    - エ 不動産業者等を通じたパンフレット等の配布
    - オ 不適正ごみへの警告ステッカーの貼付
    - カ クリーン推進員制度の活用
    - キ 環境家計簿の普及拡大
    - ク 各種リーフレット・パンフレットの配布
  - ② 生ごみの減量・資源化に向けた取り組み
    - ア 生ごみ水切りの推進
    - イ 手付かず食品・食べ残しの縮減の推進
    - ウ エコクッキングの推進
    - エ 生ごみの堆肥化の促進及び生ごみ処理機の普及
  - ③ 分別収集の拡充に向けた取り組み
    - ア 資源ごみの更なる分別の徹底
    - イ 分別品目の拡大についての検討
    - ウ 分別精度の向上と資源化の徹底の推進
    - エ 地域におけるごみ分別の取り組み
    - オ 廃棄物処理施設における監視・指導の強化
  - ④ 回収拠点の拡充に向けた取り組み
    - ア 店頭回収・拠点回収の拡充
    - イ 住民団体等による集団回収の拡大
    - ウ 公共施設における拠点回収の拡充
  - ⑤ 事業系ごみの適正排出に向けた取り組み
    - ア 事業所等における環境研修等の実施
    - イ 事業所等への助言・指導の強化
    - ウ 廃棄物処理施設における監視・指導の強化
    - エ 廃棄物処理手数料の適正化
  - ⑥ イベント等による意識啓発の取り組み
    - ア 環境イベント等の開催
    - イ マイバッグ・キャンペーン等の実施

- ウ 環境ポスター・標語等の募集
- エ ごみステーションを活用した意識啓発
- ⑦ ネットワークの構築に向けた取り組み
  - ア 「クリーンかめおか推進会議」の組織拡大
  - イ 環境保全団体等の組織拡大に向けた取り組みに対する支援
  - ウ 地域における集団回収への支援
- ⑧ 環境美化・清掃活動等の推進に向けた取り組み
  - ア 美化活動や環境保全活動の推進
  - イ 地域清掃活動への支援
  - ウ 環境配慮型イベント等の呼び掛け
- ⑨ その他の取り組み
  - ア 剪定枝等の堆肥化の推進
  - イ 指定ごみ袋の容量の検討
  - ウ フリーマーケット等の開催場所の提供
  - エ 亀岡市役所温暖化対策環境マネジメントシステムの推進
  - オ グリーン購入の推進
  - カ エコグッズ等の使用拡大
  - キ 粗大ごみの対象品目及び処理手数料の見直し
  - ク 行政と民間の役割分担の見直し
  - ケ 処理困難物の適正処理の推進
- (3) ごみの適正処理に向けた施設・体制の整備
  - ① 収集・運搬体制の充実にに向けた取り組み
    - ア 生活系ごみの公益法人等による収集・運搬の継続
    - イ ごみ集積所の適切な配置と管理の推進
    - ウ 生活弱者に配慮したごみ処理行政の推進
    - エ エコステーションの指定・登録
    - オ 収集体制等の効率化
    - カ 容器包装廃棄物の分別収集の推進
    - キ 小型家電製品の分別収集の検討
    - ク 低公害車の導入検討
  - ② 中間処理体制の充実にに向けた取り組み
    - ア 中間処理段階における資源回収の推進
    - イ 廃棄物処理施設の適正な運転の推進
    - ウ 中間処理業者（民間）の活用
    - エ 焼却灰のリサイクル（エコセメント化）の検討
    - オ 事業系の一般廃棄物（可燃性）に関する適正処理の推進
  - ③ 最終処分体制の充実にに向けた取り組み
    - ア 第3期大阪湾フェニックス計画への参加

- イ 医王谷エコトピアの適正管理
- ウ 最終処分場の適正な管理（延命化）
- エ 最終処分場の安定的利用の推進
- ④ 既存施設の長寿命化に向けた取り組み
  - ア 桜塚クリーンセンターにおける基幹的設備改良事業等の推進
- ⑤ その他の取り組み（ごみ処理の広域化、進捗状況の点検・評価）
  - ア ごみ処理の広域化についての検討
  - イ ごみ処理基本計画の進捗状況の点検・評価
  - ウ 基金・寄附金の有効活用
- (4) 不法投棄対策及び災害廃棄物対策
  - ① 不法投棄対策のための取り組み
    - ア 不法投棄に対する監視活動の強化
    - イ 関係機関との連携強化
    - ウ 不法投棄防止のための啓発活動の推進
  - ② 災害廃棄物対策のための取り組み
    - ア 災害廃棄物処理計画についての点検及び見直し
    - イ 災害廃棄物についての適正処理の実施（発生時）
- (5) 関連施設の概要
  - ① 資源ごみ選別資源化施設（エコトピア亀岡内）
    - 〔形式及び公称能力等〕
    - カン類：磁気式選別機＋プレス機（Cプレス 3.0 t／6h）
    - ビン類：ストックヤード（カレット）208.8m<sup>3</sup>（W24m×L6m×H1.45m）
    - プラスチック製容器包装：ストックヤード 222.39m<sup>2</sup>
    - ペットボトル：ストックヤード 38.91m<sup>2</sup>
    - 使用済小型家電：ストックヤード 32.89m<sup>2</sup>
  - ② 可燃性粗大ごみ破碎処理施設（エコトピア亀岡内）
    - 〔形式及び公称能力等〕
    - 磁気式選別機＋車両型2軸剪断式破碎機（4.9 t／5h）

4 収集・運搬計画

種類及び区分			収集・運搬量	収集区域	収集方法	収集回数	搬入先
燃やすごみ	家庭系		13,341 t	市内全域	ステーション	週2回	桜塚クリーンセンター
	事業系		6,439 t		戸別	随時	
埋立てごみ	家庭系		1,298 t	市内全域	ステーション	月2回	エコトピア亀岡 (埋立処分場)
粗大ごみ	可燃性	家庭系	129 t	市内全域	戸別	随時	エコトピア亀岡 (破砕処理施設)
	不燃性	家庭系	33 t		戸別	随時	エコトピア亀岡 (保管施設)
資源ごみ	カン類		209 t	市内全域	ステーション	月2回	エコトピア亀岡 (資源化施設及び保管施設)
	ビン類		557 t	市内全域	ステーション	月2回	エコトピア亀岡 (保管施設)
	ペットボトル		120 t	市内全域	ステーション	月2回	エコトピア亀岡 (保管施設)
					拠点	随時	民間処理施設
	スプレー缶		22 t	市内全域	ステーション	月2回	エコトピア亀岡 (資源化施設及び保管施設)
	プラスチック製 容器包装		638 t	市内全域	ステーション	週1回	エコトピア亀岡 (保管施設)
	使用済小型家電		5 t	市内全域	拠点	随時	エコトピア亀岡 (保管施設)
	使用済乾電池		15 t	市内全域	ステーション	月2回	エコトピア亀岡 (保管施設)
	廃蛍光管		3 t	市内全域	拠点	随時	民間処理施設
	生ごみ・食用油		13 t	—	戸別	随時	民間処理施設
新聞・雑誌・段ボール・古布		3,164 t	—	戸別	随時	資源回収業者施設	

○収集・運搬量は、委託業者及び許可業者による収集量見込の合計である。なお、それ以外に自己による直接持込及び災害搬入・地域清掃に伴う搬入等がある。

5 中間処理計画

処理施設の概要	施設名	桜塚クリーンセンター
	所在地	亀岡市東別院町小泉桜塚6番地の6
	型式	准連続燃焼式
	公称能力	120 t/日 (60 t/炉)
搬入される廃棄物の搬入者別内訳量	委託業者	13,341 t/年
	許可業者	6,439 t/年
	その他	466 t/年
残渣の量及び処分方法		2,540 t/年 (海面埋立処分)

○搬入される廃棄物の搬入者別内訳量欄にある「その他」は、自己による直接持込、災害搬入・地域清掃に伴う搬入及び粗大ごみ等を破砕したことにより生じる破砕物の見込量である。

## 6 最終処分計画

## (1) 一般廃棄物

最終処分場の概要	施設名	エコトピア亀岡
	所在地	亀岡市東別院町大野法華1
	埋立面積	13,740㎡
	埋立容量	77,920㎡
	残余容量	45,406㎡
搬入される廃棄物の搬入者別内訳量	委託業者	1,261 t /年
	許可業者	37 t /年
	その他	147 t /年
年間埋立容量		2,561㎡
埋立計画	埋立区域	山間埋立
	埋立方法	サンドイッチ工法、セル工法の併用

○搬入される廃棄物の搬入者別内訳量欄にある「その他」は、自己による直接持込、災害搬入・地域清掃に伴う搬入、粗大ごみ等を破砕したことにより生じる破砕物及びカン類・ビン類の選別残渣の見込量である。

## (2) 焼却残渣

埋立場所	大阪湾広域臨海環境整備センター神戸沖埋立処分場及び大阪沖埋立処分場
搬入施設	尼崎基地
搬入者	委託業者
搬入量	2,540 t /年

## 7 生活排水処理実施計画

## (1) 生活排水処理計画

区分	処理対象区域	対象人口
公共下水道	亀岡地区（三宅町、東堅町、西堅町、突抜町、横町、古世町・北古世町、京町、呉服町、旅籠町、新町、矢田町、上矢田町・中矢田町・下矢田町、塩屋町、柳町、本町、紺屋町・荒塚町、南郷町、西町、内丸町、追分町、北町、安町・河原町・余部町・宇津根町・北河原町）、大井町、千代川町、篠町、東つつじヶ丘、西つつじヶ丘、南つつじヶ丘、曾我部町、吉川町、蕨田野町の各一部又は全部	73,050人
特定環境保全公共下水道	保津町	1,646人
農業集落排水施設	東本梅町、宮前町、本梅町、西別院町の一部（犬甘野）、旭町、馬路町の一部、千歳町の一部、河原林町	7,306人
小規模集合排水処理施設	東別院町の一部（小泉）	56人
浄化槽	市内全域	5,221人
その他（委託業者）	市内全域	4,425人

## (2) し尿・汚泥の処理計画

## ア 収集・運搬計画

種類及び区分		収集・運搬量	収集回数	収集方法	収集区域
し尿	委託業者	5,891k1/年	月1回	戸別	市内全域
浄化槽汚泥	許可業者	4,849k1/年	随時	戸別	市内全域

## イ 中間処理計画

処理施設の概要	施設名	若宮工場
	所在地	亀岡市大井町並河若宮筋36番地の1
	処理方式	好気性消化処理方式+高度処理
	公称能力	114k1/日
搬入される廃棄物の搬入者別内訳量	委託業者	5,891k1/年
	許可業者	4,849k1/年
脱水汚泥・残渣の発生量及び処分方法		340 t (民間業者に委託)

処理施設の概要	施設名	半国浄化センター(農業集落排水処理施設)
	所在地	亀岡市東本梅町赤熊アリマノ17番地他
	処理方式	オキシデーション・ディッチ方式
	公称能力	306m <sup>3</sup> /日
脱水汚泥の発生量及び処分方法		36 t (民間業者に委託)

## ウ 最終処分計画

搬入施設	民間処理施設
搬入者	委託業者
搬入量	376 t/年

「揭示済」

## 亀岡市告示第57号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、粗大ごみに係るごみ処理手数料及び指定ごみ袋に係るごみ処理手数料の収納事務を別紙のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成28年4月1日



亀岡市長 桂川孝裕

会社名等	住 所	電話番号
中井商店	亀岡市余部町古城21番地	22-0012
ファミリーマート亀岡余部町店	亀岡市余部町大塚21番地2	29-1631
本間煙草店	亀岡市余部町中条21番地	22-2839
セブーンイレブン亀岡余部店	亀岡市余部町天神又8-6	22-7665
NPO 法人自立支援センターかめおか太陽共同作業所	亀岡市余部町榎又61番地	25-5399
亀岡メンテナンス㈱	亀岡市荒塚町2丁目4番12号	24-6777
南丹清掃㈱	亀岡市荒塚町2丁目14番10号	22-4488
服部タバコ店	亀岡市荒塚町1丁目5番5号	22-2199
㈱マツモト荒塚店	亀岡市荒塚町鍛冶ヶ嶋6番地	22-8588
畑荒物店	亀岡市内丸町28番地	22-0351
三木たばこ店	亀岡市内丸町2番地	22-2372
リカーショップハラダ	亀岡市宇津根町土井ノ内36番地5	24-2788
加瀬たばこ店	亀岡市追分町八ノ坪9番地9	22-1403
亀岡商業協同組合ふれ愛エコステーション	亀岡市追分町馬場通19番地2 プティ会館2F	22-6161
(同) 西友亀岡店	亀岡市追分町馬場通15番地1	24-0111
ソニーショップムカイデ	亀岡市追分町馬場通20番地13	23-8356
㈲マルセン亀岡駅前店	亀岡市追分町馬場通21番地5	22-0230
ファミリーマート亀岡追分町店	亀岡市追分町藪ノ下11番5	21-1226
㈱ウエダ本社	亀岡市河原町77番地	22-1890
㈱ウエダ家電店	亀岡市河原町200番地16	22-3082
黒田食料品店	亀岡市河原町34番地	22-0122
㈲マルセン河原町店	亀岡市河原町3番地	22-0051
山口電機㈱本店	亀岡市河原町169番地	22-0837
ファミリーマート亀岡河原町店	亀岡市河原町164番地1	29-5036
㈱栄広堂	亀岡市河原町24番地	22-0146
協同組合 亀岡ショッピングセンターアミティ	亀岡市古世町2丁目4番1号	24-1414
ドラッグユタカ亀岡中央店	亀岡市古世町2丁目135番地	22-5009
イオンリテール㈱イオン亀岡店	亀岡市古世町西内坪101番地	22-3113
ローソン亀岡駅前店	亀岡市古世町西内坪10番7	22-6051
㈲桂商店本店	亀岡市塩屋町56番地	22-0233
㈱アヤハディオ亀岡店	亀岡市下矢田町3丁目14番1号	25-4646
サークルK亀岡下矢田店	亀岡市下矢田町大末2番10号	29-6301
㈱サンフェステ業務スーパー亀岡店	亀岡市下矢田町2丁目216番6号	21-1780
矢田の里	亀岡市下矢田町君塚16	21-0154
㈲桂商店中矢田店	亀岡市中矢田町岸ノ上3番地3・3番地4合地	22-3044
㈱マツモト中央店	亀岡市西堅町61番地1	24-3811
ローソン亀岡西町店	亀岡市西町41番地	25-5886
ミゾツラ電器	亀岡市旅籠町31番地	22-5856
成田米穀	亀岡市旅籠町32番地	22-0518
神田彰栄堂	亀岡市三宅町1丁目2番2号	24-3720
大道建具店	亀岡市三宅町40番地	22-4792
BEERSおぎた	亀岡市柳町63番地	22-0786
加地荒物店	亀岡市安町24番地37	22-0210
亀岡市役所内母子会売店	亀岡市安町野々神8番地	22-3131(代)
亀岡米穀㈲	亀岡市安町33番地	22-0919

株式会社丹和	亀岡市安町17番地	22-4147
株式会社黒川安町店	亀岡市安町52番地	22-0077
マンマル産業株式会社	亀岡市安町25番地	22-0572
株式会社ハートフレンドフレスコ亀岡安町店	亀岡市安町釜ヶ前89	29-6801
フードショップイシダ	亀岡市東別院町東掛岩脇4番地	27-2009
東別院町自治会	亀岡市東別院町南掛藤ヶ瀬3番地1	27-2001
中村商店	亀岡市西別院町神地御手洗13番地	27-2521
きく屋	亀岡市西別院町柚原北谷9番地	27-2253
上田食料品店	亀岡市曾我部町穴太裏条2番地	22-5429
ミニストップ亀岡運動公園前店	亀岡市曾我部町穴太太塚54番地	25-4628
福知商店	亀岡市曾我部町犬飼古道11番地6	22-0621
セブンイレブン亀岡運動公園前店	亀岡市曾我部町穴太太塚22番地1	22-7721
岩本商店	亀岡市曾我部町南条竹谷1番地18	23-4130
オクノ電化	亀岡市曾我部町南条竹谷2番地51	23-6945
木内商店	亀岡市曾我部町南条上河原47番地11	22-0753
ファミリーマート亀岡曾我部町店	亀岡市曾我部町南条屋敷2番地1	24-2302
ローソン京都学園大学前店	亀岡市曾我部町南条上河原12番地12	22-7008
原田商店	亀岡市曾我部町西条下千代8番地1	22-2208
吉川簡易郵便局	亀岡市吉川町穴川堂ノ前1番地	25-2361
吉川町自治会	亀岡市吉川町吉田沢63番地	22-0196
魚繁石野商店	亀岡市蕪田野町太田油田3番地	22-0654
栗山商店	亀岡市蕪田野町奥条門田36番地	23-2076
小瀬甘開堂	亀岡市蕪田野町佐伯浦亦29番地	22-0652
社会福祉法人亀岡福祉会 かめおか作業所	亀岡市蕪田野町佐伯大門30番地1	24-2596
株式会社大多商店	亀岡市蕪田野町佐伯西ノ辻40番地	22-0641
ローソン亀岡ひえだの町店	亀岡市蕪田野町佐伯浦亦15番地1	24-3223
蕪田野町自治会	亀岡市蕪田野町佐伯西ノ辻9番地1	22-3840
本梅町自治会	亀岡市本梅町井手梅原3番地	26-3001
中村商店	亀岡市本梅町中野清水口17番地	26-3088
サークルK亀岡本梅町店	亀岡市本梅町中野大向8-4	26-6031
かね新商店	亀岡市本梅町西加舎佃23番地	26-3012
奥村酒店	亀岡市本梅町東加舎大前後13番地	26-3019
畑野町自治会	亀岡市畑野町千ヶ畑西山5番地1	28-2752
Yショップ山内商店	亀岡市畑野町広野高橋17番地2	28-3275
社会福祉法人亀岡福祉会 第二かめおか作業所	亀岡市宮前町猪倉城山8番地21	26-5434
宮本酒店	亀岡市宮前町猪倉猪尻11番地2	26-2586
森政商店	亀岡市宮前町神前上段川28番地	26-2199
柿谷食料品店	亀岡市宮前町宮川平岩19番地	26-2569
西田食料品店	亀岡市宮前町宮川西垣内17番地2	26-2028
ファミリーマート亀岡宮前町店	亀岡市宮前町宮川稲荷111-3	26-6055
東本梅町自治会	亀岡市東本梅町赤熊蟻間野35-1	26-2504
コーナン商事株式会社 ホームセンターコーナン亀岡大井店	亀岡市大井町北金岐柿木原4番地1	22-7571
谷村たばこ店	亀岡市大井町土田2丁目12番17号	24-0003
株式会社マツモト大井店	亀岡市大井町土田2丁目15番8号	24-5858
大井町自治会	亀岡市大井町土田2丁目11番20号 110号	22-0157
ミニストップ亀岡大井町土田店	亀岡市大井町土田3丁目5番3号	24-7234
シミズ薬品株式会社ダックス大井店	亀岡市大井町土田3丁目30番1号	29-2624
株式会社おくむら	亀岡市大井町並河2丁目25番2号	24-4387

ふくしま	亀岡市大井町並河2丁目1番36号	23-9477
全国農業協同組合連合会京都府本部 農業の店亀岡	亀岡市大井町並河2丁目1番6号	25-8020
ファミリーマート亀岡大井町店	亀岡市大井町並河2丁目2番3号	29-5979
セブン-イレブン亀岡並河店	亀岡市大井町並河2丁目5番9号	22-7100
株式会社フレッシュバザール亀岡店	亀岡市大井町並河坂井67番地	25-3310
㈲プレミアム セブン-イレブン亀岡今津2丁目店	亀岡市千代川町今津2丁目5番10号 108号	25-0696
ドラッグユタカ千代川店	亀岡市千代川町小川1丁目2番地6	24-5088
㈲さわだ書店	亀岡市千代川町小川2丁目1番23号	22-3123
べとる (マツモト千代川店内)	亀岡市千代川町小川2丁目114番1号	22-4422
㈱マツモト千代川店	亀岡市千代川町小川2丁目114番1号	24-8128
永梅商店	亀岡市千代川町小林北ン田63番地	22-5308
㈱サンフェステ サンフェステ千代川店	亀岡市千代川町小林北ン田7番地3	22-8176
ファミリーマート亀岡千代川店	亀岡市千代川町小林北ン田49番地2	21-2350
クスリキリン堂亀岡千代川店	亀岡市千代川町小林北ン田49番地14	21-1060
浅田電気商会	亀岡市千代川町千原1丁目3番2号	23-1150
ローソン亀岡千代川店	亀岡市千代川町千原2丁目12番1号	21-2203
美馬たばこ店	亀岡市千代川町千原2丁目10番23号	24-0720
かどや百貨店	亀岡市馬路町住吉15番地6	23-5266
㈲橋本電機	亀岡市馬路町住吉14番地7	22-1135
人見たばこ店	亀岡市馬路町住吉4番地	22-5290
馬路町自治会	亀岡市馬路町流川2番地1	22-0661
浅田商店	亀岡市馬路町前ノ側9番地	23-0367
中川商店	亀岡市馬路町前ノ側22番地	22-0686
中沢商店	亀岡市馬路町万年42番地5	23-6246
ファミリーマート亀岡馬路町店	亀岡市馬路町砂取24番地2	29-6031
旭町自治会	亀岡市旭町年角25番地	22-5533
川勝商店	亀岡市旭町山ノ神2番地1	24-5440
千歳町自治会	亀岡市千歳町千歳垣根2番地3	22-0682
主原商店	亀岡市千歳町毘沙門西条15番地	24-3095
河原林町自治会	亀岡市河原林町河原尻上六反田9番地1	22-0120
吉田商店	亀岡市保津町上火無28番地43	24-2021
保津町自治会	亀岡市保津町構ノ内53番地	22-0810
魚政商店	亀岡市保津町宮ノ上18番地	22-0143
㈱かさや木村商店	亀岡市保津町宮ノ上13番地	22-0323
タケモ(株) タケモ商店	亀岡市保津町町目52番地	22-0278
セブン-イレブン亀岡篠町王子店	亀岡市篠町王子西山5番地1	23-1202
セブン-イレブン亀岡篠町馬堀店	亀岡市篠町馬堀広道6番地1	24-2405
スマイリングかめおか	亀岡市篠町馬堀南垣内21番地37 モールショップ馬堀内	24-5065
㈱マツモトうまほり店	亀岡市篠町馬堀伊賀ノ辻8番地2	23-2266
ローソン亀岡馬堀駅前店	亀岡市篠町馬堀駅前2丁目201番7号	22-4533
ローソン亀岡馬堀店	亀岡市篠町馬堀南垣内43番地3	29-2005
㈱石野商店	亀岡市篠町柏原町頭45番地	22-0746
井内商店	亀岡市篠町篠中北裏65番地	22-0754
くすり光琳	亀岡市篠町篠野田10番地39	22-5586
㈲隅田農園 隅田酒店	亀岡市篠町篠上中筋28番29番合地	22-0116
サークルK亀岡篠町店	亀岡市篠町篠下西裏41番地1	29-5772
サークルK亀岡イトーピア店	亀岡市篠町浄法寺菜萁谷20番地5	22-4546
㈱スギ薬局ジャパン亀岡店	亀岡市篠町浄法寺松岡23番地3	24-4232

ローソン亀岡頼政塚店	亀岡市篠町浄法寺中村26番地1	20-8621
シミズ薬品(株) ダックス亀岡店	亀岡市篠町浄法寺中村39番地1	29-2625
(株)ハートフレンドフレスコ亀岡店	亀岡市篠町浄法寺中村45番地1	29-6661
ローソン亀岡つつじヶ丘店	亀岡市篠町浄法寺墓ノ谷28-1	21-1870
アル・プラザ亀岡	亀岡市篠町野条上又11番地1	25-4111
コーナン商事(株) ホームセンターコーナン亀岡篠店	亀岡市篠町野条井ホラ9番地1	29-6703
竹茂商店	亀岡市篠町広田1丁目13番8号	23-4863
(株)酒井商店広田店	亀岡市篠町広田3丁目7番1号	23-8467
(株)酒井商店見晴店	亀岡市篠町見晴3丁目2番1号	23-8022
かつばや	亀岡市篠町見晴5丁目1番1号	24-1215
山口電機(株) つつじヶ丘支店	亀岡市東つつじヶ丘曙台1丁目3番2号	24-8130
(株)サンフェステ業務スーパー篠店	亀岡市東つつじヶ丘都台1丁目12番1号	29-5686
(有)桂商店西つつじヶ丘店	亀岡市西つつじヶ丘大山台1丁目5番1号	24-6800
西つつじヶ丘自治会	亀岡市西つつじヶ丘大山台1丁目12番13号	23-2444
セブシーイレブン亀岡西つつじヶ丘店	亀岡市西つつじヶ丘五月台1丁目49番2号	22-5520
(有)ハートピアサノ	亀岡市南つつじヶ丘大葉台1丁目20番4号	23-9996
(株)マツモトピアタウン店	亀岡市南つつじヶ丘大葉台2丁目44番3号	25-2358
リカーショップ寿屋	亀岡市南つつじヶ丘大葉台2丁目14番10号	24-8639

「揭示済」

亀岡市告示第58号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成28年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

1 受託者・徴収事務

受託者	徴収事務
京都市下京区西七条掛越町65番地 公益社団法人京都府獣医師会 会長理事 清水 弘司	狂犬病予防注射済票交付手数料

2 委託の期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

「揭示済」

亀岡市告示第59号

亀岡市交通空白地等地域生活交通事業補助金  
交付要綱を次のように定める。

平成28年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市交通空白地等地域生活交通  
事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、市民の日常生活に必要な交通  
手段の確保を図るため、地域生活交通事業を  
実施する団体に対し、予算の範囲内において、  
亀岡市補助金等交付規則（昭和41年亀岡市  
規則第5号）及びこの要綱の定めるところに  
より、補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる  
用語の意義は、当該各号に定めるところによ  
る。

- (1) 地域生活交通事業 亀岡市の公共交通空  
白地等において生活交通手段の確保等を目  
的に、地域住民の交通の確保及び福祉の向  
上を図る事業をいう。
- (2) 公共交通空白地 バス停・鉄道駅からお  
おむね1キロメートル以上離れた地域をい  
う。
- (3) 公共交通不便地 バス停からおおむね  
500メートル、鉄道駅からおおむね1キ  
ロメートル以上離れた地域をいう。
- (4) 公共交通不便地に準ずる地域 バス停・  
鉄道駅とおおむね40メートル以上の高低  
差のある地域をいう。
- (5) 公共交通空白地等 公共交通空白地、公  
共交通不便地及び公共交通不便地に準ずる

地域をいう。

(6) シビルミニマムの運行 日常生活に最低  
限必要な交通サービスとして行う1日1往  
復の運行をいう。

(7) 1事業 1台以上の車両で運行する一の  
ルート若しくは地域又は1台の車両で運行  
する複数のルートを対象とする地域生活交  
通事業をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助対象となる地域生活交通事業は、  
次に掲げる要件のいずれにも該当するものと  
する。

- (1) 自治会その他の地域住民で組織された団  
体であつて、規約等が定められているもの  
が運営主体となり運行する事業
- (2) 地域の協力及び一定の受益者負担を求め  
ることその他の運行を継続するための項目  
を定めた収支計画が策定されている事業
- (3) 地域生活交通事業によって得ると見込ま  
れる収益及び協力金その他の市長が認める  
収入（以下「収益等」という。）が次条に  
規定する補助対象経費（シビルミニマムの  
運行及び地域生活交通事業の試行実験に係  
る経費、車両を購入するために要する経費  
並びに事業導入に要する経費を除く。）の  
10分の3以上である事業
- (4) 市長が公益上必要と認める事業  
(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助対象経費及び補助金の額は、1事  
業に対して別表に定めるとおりとする。ただ  
し、算出された額に1,000円未満の端数  
が生じた場合は、これを切り捨てる。

(交付申請)

第5条 第3条に規定する補助対象事業を運営  
する事業者（以下「補助対象事業者」とい  
う。）は、補助金の交付を受けるにあたり、  
亀岡市交通空白地等地域生活交通事業補助金  
交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる

書類を添付して、別に定める日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画を記載した書類
- (2) 事業の収支予算を記載した書類
- (3) その他市長が必要と認める書類  
(補助金の交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、亀岡市交通空白地等地域生活交通事業補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定するときは、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助金の交付を受けた補助対象事業者は、第2条に定める地域生活交通事業の継続に努め、地域住民の日常生活に必要な交通手段としてその役割を担わなければならないこと。
- (2) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書その他の関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める条件  
(変更、中止又は廃止の承認の申請)

第7条 補助金の交付の決定を受けた補助対象事業者は、当該補助対象事業を変更し、中止し、又は廃止するときは、亀岡市交通空白地等地域生活交通事業変更・中止・廃止承認申請書（別記第3号様式）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業計画を記載した書類
- (2) 事業の収支予算を記載した書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(変更、中止又は廃止の承認の通知)

第8条 市長は、前条の規定により承認の申請があったときは、その内容を審査し、承認すべきと認めたときは、亀岡市交通空白地等地域生活交通事業変更・中止・廃止承認通知書（別記第4号様式）により当該補助対象事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助金の交付の決定を受けた補助対象事業者は、当該補助対象事業終了後速やかに、亀岡市交通空白地等地域生活交通事業実績報告書（別記第5号様式）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 地域生活交通事業収支決算書
- (2) 地域生活交通事業輸送実績報告書
- (3) その他市長が必要と認める書類  
(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の実績報告を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、亀岡市交通空白地等地域生活交通事業補助金交付確定通知書（別記第6号様式）により当該補助対象事業者に通知するものとする。

(交付)

第11条 補助金は、当該補助対象事業が完了した後に交付する。ただし、補助対象事業者から要請があり、市長が特に必要と認めるときは、当該補助対象事業が完了する前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

2 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、請求書を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第12条 市長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 補助金の交付の決定条件に違反したとき。
- (3) 補助金交付申請書、変更承認申請書及び実績報告書等に虚偽の記載をしたとき。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

別表（第4条関係）

補助対象経費	補助額
地域生活交通事業を行うために要する経費（車両を購入するために要する経費及び事業導入に要する経費を除く。）であって市長が必要と認めるもの	補助対象経費から収益等を控除して得た額とし、その上限額は260万円とする。
地域生活交通事業を行うための車両を購入するために要する経費及び事業導入に要する経費であって市長が必要と認めるもの	補助対象経費の2分の1とし、その上限額は200万円とする。

別記第1号様式（第5条関係）

第2号様式（第6条関係）

年 月 日

亀岡市指令 第 号  
年 月 日

(宛先) 亀岡市長

申請者  
所在地  
名称  
代表者氏名

様

㊟

亀岡市長 閣

亀岡市交通空白地等地域生活交通事業補助金交付申請書

年度において、亀岡市交通空白地等地域生活交通事業補助金の交付を受けたいの  
で、亀岡市交通空白地等地域生活交通事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき、関係書類  
を添えて下記のとおり申請します。

亀岡市交通空白地等地域生活交通事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度亀岡市交通空白地等地域生活交  
通事業補助金について、金 円の補助金を交付決定しましたので、亀岡市  
交通空白地等地域生活交通事業補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

1 地域生活交通事業の概要

(1) 目的

(2) 運送の区域

(3) 年間利用人数（初年度の場合は見込み数）

2 交付を受けようとする補助金の額

3 補助事業の実施予定時期

(1) 開始予定年月日

(2) 完了予定年月日

(交付の条件)

- 1 この補助金は、亀岡市交通空白地等地域生活交通事業補助金として交付する。
- 2 この補助金は、前項の目的以外に使用することはできない。
- 3 この補助金の交付を受けようとするときは、この指令書の写しを添えて市長に請求書を提出しなければならない。
- 4 市長は、この補助金の交付に関し関係書類の提出を求める等、必要な指示をすることができらる。
- 5 次の各号のいずれかに該当するときは、この補助金交付の指令を取り消し、若しくは変更し、補助金の全部若しくは一部を交付せず、又はその返還を命ずることがある。
  - (1) 補助金申請内容を不相当と認めたととき。
  - (2) 亀岡市補助金等交付規則に違反したとき。
- 6 補助金の交付を受けた補助対象事業者は、亀岡市交通空白地等地域生活交通事業補助金交付要綱第2条に定める地域生活交通事業の継続に努め、地域住民の日常生活に必要な交通手段としてその役割を担わなければならない。
- 7 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書その他の関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。



第3号様式(第7条関係)

第4号様式(第8条関係)

年 月 日

亀岡市指令 第 号  
年 月 日

(宛先) 亀岡市長

所在地  
申請者 名称  
代表者氏名

様

㊟

亀岡市長 ㊟

亀岡市交通空白地等地域生活交通事業変更・中止・廃止承認申請書

年 月 日付け亀岡市指令第 号により補助金の交付の決定を受けた  
亀岡市交通空白地等地域生活交通事業を次とおり変更・中止・廃止したいので、承認され  
ますよう亀岡市交通空白地等地域生活交通事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき、関係  
書類を添えて申請します。

年度亀岡市交通空白地等地域生活交通事業  
変更・中止・廃止 承認通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度亀岡市交通空白地等地域生活交  
通事業補助金について、下記のとおり承認し、決定しましたので、亀岡市交通空白地等地域  
生活交通事業補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

1 変更・中止・廃止の理由

2 変更・中止・廃止の内容

[変更・中止・廃止の内容]

記

第5号様式(第9条関係)

第6号様式(第10条関係)

年 月 日

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

申請者  
所在地  
名称  
代表者氏名

様

㊟

亀岡市長 ㊟

亀岡市交通空白地等地域生活交通事業実績報告書

年 月 日付け亀岡市指令第 号により補助金の交付の決定を受けた  
亀岡市交通空白地等地域生活交通事業が完了しましたので、亀岡市交通空白地等地域生活交  
通事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

亀岡市交通空白地等地域生活交通事業補助金交付確定通知書  
年 月 日付けで申請のあった 年度亀岡市交通空白地等地域生活交  
通事業補助金について、次のおり確定しましたので、亀岡市交通空白地等地域生活交通事  
業補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

- 1 補助事業に要した経費の額 円
- 2 補助金の交付決定額 円
  - (1) 交付決定 円
  - (2) 清算額 円
- 3 事業完了年月日 年 月 日

- 1 交付決定額 円
- 2 交付確定額 円

「揭示済」

亀岡市告示第60号

亀岡市妊婦健診費用助成要綱（平成20年亀岡市告示第53号）の一部を次のように改正する。

平成28年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

別表中

「

3,210	6,420
-------	-------

」を「

3,260	6,520
-------	-------

」に、

「

1,660	1,660
4,490	4,490
3,400	3,400
1,230	1,230

」を「

1,710	1,710
4,470	4,470
3,600	3,600
1,210	1,210

」に、

「

90,730
--------

」を「

91,040
--------

」に改める。

別記第2号様式を次のように改める。

第2号様式（第7条関係）

亀岡市妊婦健診費用助成金交付申請書

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

申請者

〒

住 所

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

電話番号 \_\_\_\_\_

受診者との続柄 \_\_\_\_\_

亀岡市妊婦健診費用助成要綱第7条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり助成金の交付を申請します。

記

申請額（下表の①+②） \_\_\_\_\_ 円

健診項目	受診日	受診費用 (円)	上限額 (円)	健診項目	受診日	受診費用 (円)	上限額 (円)
基本健診①	年 月 日		3,230	前期血液①	年 月 日		3,260
基本健診②	年 月 日		3,230	前期血液②	年 月 日		420
基本健診③	年 月 日		3,230	中期血液③	年 月 日		3,260
基本健診④	年 月 日		3,230	後期血液④	年 月 日		1,710
基本健診⑤	年 月 日		3,230	前期免疫	年 月 日		4,470
基本健診⑥	年 月 日		3,230	中期～後期B群	年 月 日		3,600
基本健診⑦	年 月 日		3,230	前期H I V	年 月 日		1,210
基本健診⑧	年 月 日		3,230	前期がん	年 月 日		3,400
基本健診⑨	年 月 日		3,230	超音波①	年 月 日		5,300
基本健診⑩	年 月 日		3,230	超音波②	年 月 日		5,300
基本健診⑪	年 月 日		3,230	超音波③	年 月 日		5,300
基本健診⑫	年 月 日		3,230	超音波④	年 月 日		5,300
基本健診⑬	年 月 日		3,230	HTLV-1	年 月 日		850
基本健診⑭	年 月 日		3,230	クラミジア	年 月 日		2,440
受診費用又は上限額の低い方の金額の合計		①		受診費用又は上限額の低い方の金額の合計		②	

\*申請者と受診者が異なる場合は記入してください。

受診者 〒

住所 亀岡市 \_\_\_\_\_ (電話) \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 生年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

## 亀岡市告示第61号

亀岡市予防接種費用助成金交付要綱（平成14年亀岡市告示第46号）の一部を次のように改正する。

平成28年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

予防接種の種類		助成額
ヒブ		8,273円
小児用肺炎球菌		11,578円
4種混合（クアトロバック皮下注シリンジ）		10,822円
4種混合（テトラビック皮下注シリンジ）		10,930円
4種混合（スクエアキッズ皮下注シリンジ）		10,822円
3種混合		5,389円
2種混合	第1期	5,774円
	第2期	4,136円
不活化ポリオ		9,688円
麻しん風しん混合	第1・2期	11,367円
	第3・4期	9,855円
麻しん	第1・2期	9,547円
	第3・4期	6,318円
風しん	第1・2期	7,841円
	第3・4期	6,329円
水痘		10,368円
日本脳炎		6,909円
子宮頸がん予防		15,718円
BCG		8,748円
インフルエンザ		3,414円
	市民税非課税世帯及び生活保護世帯に属する被接種者	4,914円
高齢者用肺炎球菌		3,960円
	市民税非課税世帯及び生活保護世帯に属する被接種者	7,960円

備考 医療機関に支払った費用が助成額を下回る場合は、医療機関に支払った費用とする。

## 附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

## 亀岡市告示第62号

## 市道路線の認定に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定する。  
その関係図面は、亀岡市土木建築部土木管理課において一般の縦覧に供する。

平成28年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

## 認定告示をする路線

路線番号	路線名	起	点
		終	点
11191	西台田中線	亀岡市大井町並河2丁目23番の9先	
		亀岡市大井町並河2丁目23番の7先	
12137	西芝2号線	亀岡市千代川町小林西芝79番の9先	
		亀岡市千代川町小林西芝79番の5先	
17073	四ノ坪線	亀岡市保津町三ノ坪128番先	
		亀岡市保津町四ノ坪111番先	

「揭示済」

## 亀岡市告示第63号

## 市道路線の区域に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。

なお、その関係図面は、亀岡市土木建築部土木管理課において、平成28年4月2日から平成28年4月15日まで一般の縦覧に供する。

平成28年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

区域告示をする路線

路線番号	路線名	起 点	延長	最小幅員
		終 点		最大幅員
11191	西台田中線	亀岡市大井町並河2丁目23番の9先	105.98m	2.35m
		亀岡市大井町並河2丁目23番の7先		4.18m
12137	西芝2号線	亀岡市千代川町小林西芝79番の9先	41.40m	6.00m
		亀岡市千代川町小林西芝79番の5先		12.00m
17073	四ノ坪線	亀岡市保津町三ノ坪128番先	134.10m	6.12m
		亀岡市保津町四ノ坪111番先		8.14m

「揭示済」

亀岡市告示第64号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の路線を平成28年4月1日から供用開始する。

なお、その関係図面は、亀岡市土木建築部土木管理課において、平成28年4月2日から平成28年4月15日まで一般の縦覧に供する。

平成28年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

供用開始告示をする路線

路線番号	路線名	起 点	延長	最小幅員
		終 点		最大幅員
11191	西台田中線	亀岡市大井町並河2丁目23番の9先	105.98m	2.35m
		亀岡市大井町並河2丁目23番の7先		4.18m
12137	西芝2号線	亀岡市千代川町小林西芝79番の9先	41.40m	6.00m
		亀岡市千代川町小林西芝79番の5先		12.00m
17073	四ノ坪線	亀岡市保津町三ノ坪128番先	134.10m	6.12m
		亀岡市保津町四ノ坪111番先		8.14m

「揭示済」

亀岡市告示第65号

市道路線の廃止に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次の市道の路線を廃止する。

その関係図面は、亀岡市土木建築部土木管理課において一般の縦覧に供する。

平成28年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

廃止告示をする路線

路線番号	路線名	起	点
		終	点
11067	西台田中線	亀岡市大井町並河熊田7番地の2先	
		亀岡市大井町並河2丁目23番地の5先	

「揭示済」



## 亀岡市告示第66号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、亀岡市自転車等駐車場の使用料及び手数料に係る徴収及び収納の事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成28年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

駐車場の名称	委託期間	委託先		
		団体名	代表者氏名	住所
J R 亀岡駅前自転車等駐車場	平成28年4月1日から 平成32年3月31日まで	亀岡駅前駐輪 業組合	代表 山口 壽史	亀岡市追分町大堀 21番地6
J R 亀岡駅北口自転車等駐車場				
J R 馬堀駅前自転車等駐車場	平成28年4月1日から 平成32年3月31日まで	亀岡軽車両管 理協同組合	理事長 野田 政信	亀岡市下矢田町2 丁目19番地4号
J R 並河駅前自転車等駐車場				
J R 千代川駅前自転車等駐車場				

「揭示済」

亀岡市告示第67号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成28年4月18日

亀岡市長 桂川孝裕

記

亀1905-12084

- 1 保 険 者  
    亀岡市（26-007-5）  
    京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日  
    平成28年4月1日
- 3 無効になる日  
    平成28年4月18日

「揭示済」

亀岡市告示第68号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成28年4月20日

亀岡市長 桂川孝裕

記

亀0802-12024

- 1 保 険 者  
    亀岡市（26-007-5）  
    京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日  
    平成28年4月1日
- 3 無効になる日  
    平成28年4月20日

「揭示済」

亀岡市告示第69号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成28年4月22日

亀岡市長 桂川孝裕

「河原林町勝林島下島区」

- 1 変更があった事項及び内容  
    代表者の住所及び氏名  
    住所 省略  
    氏名 八木 信也
- 2 変更年月日  
    平成28年4月1日
- 3 変更理由  
    任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第70号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成28年4月22日

亀岡市長 桂川孝裕

「曾我部町春日部区」

- 1 変更があった事項及び内容  
代表者の住所及び氏名  
住所 省略  
氏名 右川 成明
- 2 変更年月日  
平成28年4月1日
- 3 変更理由  
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第71号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成28年4月22日

亀岡市長 桂川孝裕

「池尻区」

- 1 変更があった事項及び内容  
代表者の住所及び氏名  
住所 省略  
氏名 浅田 信行
- 2 変更年月日  
平成28年4月1日
- 3 変更理由  
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第72号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成28年4月22日

亀岡市長 桂川孝裕

「保津町第4区」

- 1 変更があった事項及び内容  
代表者の住所及び氏名  
住所 省略  
氏名 藤坂 清一
- 2 変更年月日  
平成28年4月1日
- 3 変更理由  
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第73号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成28年4月22日

亀岡市長 桂川孝裕

「篠町森区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 石野 文則

2 変更年月日

平成28年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第74号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成28年4月22日

亀岡市長 桂川孝裕

「曾我部町西条区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 原田 克己

2 変更年月日

平成28年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第75号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成28年4月22日

亀岡市長 桂川孝裕

「西堅町自治会」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 栗山 裕

2 変更年月日

平成28年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第76号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成28年4月22日

亀岡市長 桂川孝裕

「塩屋町自治会」

- 1 変更があった事項及び内容  
代表者の住所及び氏名  
住所 省略  
氏名 谷口 英郎
- 2 変更年月日  
平成28年4月1日
- 3 変更理由  
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第77号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成28年4月22日

亀岡市長 桂川孝裕

「山階区」

- 1 変更があった事項及び内容  
代表者の住所及び氏名  
住所 省略  
氏名 中川 知明
- 2 変更年月日  
平成28年4月1日
- 3 変更理由  
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第78号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成28年4月22日

亀岡市長 桂川孝裕

「千代川町今津区」

- 1 変更があった事項及び内容  
代表者の住所及び氏名  
住所 省略  
氏名 山本 彰
- 2 変更年月日  
平成28年4月1日
- 3 変更理由  
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第79号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成28年4月22日

亀岡市長 桂川孝裕

「保津町第6区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 高橋 功

2 変更年月日

平成28年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第80号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成28年4月22日

亀岡市長 桂川孝裕

「千歳町国分区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 人見 雅之

2 変更年月日

平成28年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第81号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成28年4月22日

亀岡市長 桂川孝裕

「保津町第七区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 井上 博行

2 変更年月日

平成28年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第82号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成28年4月22日

亀岡市長 桂川孝裕

「蕨田野町太田区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 鈴木 三代志

2 変更年月日

平成28年4月3日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第83号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成28年4月22日

亀岡市長 桂川孝裕

「河原林町綾町区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 遠山 秀史

2 変更年月日

平成28年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第84号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成28年4月22日

亀岡市長 桂川孝裕

「河原林町河原尻高野区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 石田 晃平

2 変更年月日

平成28年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第85号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成28年4月22日

亀岡市長 桂川孝裕

「東堅町自治会」

- 1 変更があった事項及び内容  
代表者の住所及び氏名  
住所 省略  
氏名 津山 宏
- 2 変更年月日  
平成28年4月1日
- 3 変更理由  
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第86号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成28年4月22日

亀岡市長 桂川孝裕

「大井町かすみヶ丘区」

- 1 変更があった事項及び内容  
代表者の住所及び氏名  
住所 省略  
氏名 並河 隆文
- 2 変更年月日  
平成28年4月1日
- 3 変更理由  
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第87号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成28年4月22日

亀岡市長 桂川孝裕

「千歳町小口区」

- 1 変更があった事項及び内容  
代表者の住所及び氏名  
住所 省略  
氏名 平野 則和
- 2 変更年月日  
平成28年4月1日
- 3 変更理由  
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」



亀岡市告示第88号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成28年4月22日

亀岡市長 桂川孝裕

「神前区」

- 1 変更があった事項及び内容  
代表者の住所及び氏名  
住所 省略  
氏名 森 治功
- 2 変更年月日  
平成28年4月3日
- 3 変更理由  
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第89号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成28年4月22日

亀岡市長 桂川孝裕

「本梅町グリーンタウン区」

- 1 変更があった事項及び内容  
代表者の住所及び氏名  
住所 省略  
氏名 小早川 昭男
- 2 変更年月日  
平成28年4月3日
- 3 変更理由  
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第90号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成28年4月22日

亀岡市長 桂川孝裕

「曾我部町重利区」

- 1 変更があった事項及び内容  
代表者の住所及び氏名  
住所 省略  
氏名 並河 榮一
- 2 変更年月日  
平成28年4月1日
- 3 変更理由  
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第91号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成28年4月22日

亀岡市長 桂川孝裕

「千代川町湯井区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 野々村 邦広

2 変更年月日

平成28年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第92号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成28年4月22日

亀岡市長 桂川孝裕

「河原林町東町区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 福島 正俊

2 変更年月日

平成28年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第93号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成28年4月22日

亀岡市長 桂川孝裕

「東本梅町大内区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 中西 孝

2 変更年月日

平成28年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第94号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成28年4月22日

亀岡市長 桂川孝裕

「河原林町北区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 小林 栄一

2 変更年月日

平成28年4月2日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第95号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成28年4月22日

亀岡市長 桂川孝裕

「蕪田野町下佐伯区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 美馬 司

2 変更年月日

平成28年4月10日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第96号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成28年4月22日

亀岡市長 桂川孝裕

「千歳町出雲台区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 細川 尚志

2 変更年月日

平成28年4月3日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第97号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成28年4月22日

亀岡市長 桂川孝裕

「保津町第1区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 大倉 敏正

2 変更年月日

平成28年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第98号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成28年4月22日

亀岡市長 桂川孝裕

「北古世町自治会」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 近藤 正

2 変更年月日

平成28年4月10日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第99号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成28年4月22日

亀岡市長 桂川孝裕

「西別院町中の谷区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 林 正平

2 変更年月日

平成28年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第100号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成28年4月22日

亀岡市長 桂川孝裕

「柳町自治会」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 中村 忠司

2 変更年月日

平成28年4月2日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第101号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成28年4月22日

亀岡市長 桂川孝裕

「千代川町北ノ庄区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 俣野 清治

2 変更年月日

平成28年4月10日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第102号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成28年4月22日

亀岡市長 桂川孝裕

「古世町自治会」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 山内 昭

2 変更年月日

平成28年4月16日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第103号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成28年4月22日

亀岡市長 桂川孝裕

「横町自治会」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 八木 久喜

2 変更年月日

平成28年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第104号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成28年4月22日

亀岡市長 桂川孝裕

「宮川区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 森 繁樹

2 変更年月日

平成28年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第105号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成28年4月22日

亀岡市長 桂川孝裕

「西別院町上ノ谷区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 神崎 弥

2 変更年月日

平成28年4月3日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第106号

市道路線の区域変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

なお、その関係図面は、亀岡市土木建築部土木管理課において平成28年4月25日から平成28年5月12日まで一般の縦覧に供する。

平成28年4月25日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 路線番号 01306
- 2 路線名 北古世西川線
- 3 道路の区域 認定区間 亀岡市追分町下島45番11先から  
 亀岡市篠町馬堀駅前1丁目44番3先まで  
 最小幅員 11.00m  
 最大幅員 22.45m  
 総延長 1,565.00m

区域変更区間	変更前後別	変更区間最小幅員	変更区間延長	備考
		変更区間最大幅員		
亀岡市北古世町2丁目127番7先から 亀岡市古世町東内坪36番11先まで	前	11.00m 13.70m	105.00m	
	後	11.40m 13.86m		

「揭示済」

亀岡市告示第107号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の路線を平成28年4月25日から供用開始する。

なお、その関係図面は、亀岡市土木建築部土木管理課において平成28年4月25日から平成28年5月12日まで一般の縦覧に供する。

平成28年4月25日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 路線番号 01306
- 2 路線名 北古世西川線
- 3 道路の区域 認定区間 亀岡市追分町下島45番11先から  
 亀岡市篠町馬堀駅前1丁目44番3先まで  
 最小幅員 11.00m  
 最大幅員 22.45m  
 総延長 1,565.00m

供用開始区間	区間最小幅員	供用開始区間 延長	備考
	区間最大幅員		
亀岡市北古世町2丁目127番7先から 亀岡市古世町東内坪36番11先まで	11.40m 13.86m	105.00m	供用区間総延長 1,445.00m

「揭示済」



亀岡市告示第108号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成28年4月25日

亀岡市長 桂川孝裕

記

亀0132-81038

- 1 保 険 者  
    亀岡市（26-007-5）  
    京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日  
    平成28年4月1日
- 3 無効になる日  
    平成28年4月25日

「揭示済」

亀岡市告示第109号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成28年4月28日

亀岡市長 桂川孝裕

「宮前町猪倉区」

- 1 変更があった事項及び内容  
    代表者の住所及び氏名  
    住所 省略  
    氏名 小畑 善博
- 2 変更年月日  
    平成28年4月1日
- 3 変更理由  
    任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第110号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成28年4月28日

亀岡市長 桂川孝裕

「篠町柏原区」

- 1 変更があった事項及び内容  
    代表者の住所及び氏名  
    住所 省略  
    氏名 井内 美喜夫
- 2 変更年月日  
    平成28年4月10日
- 3 変更理由  
    任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第111号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成28年4月28日

亀岡市長 桂川孝裕

「旭町美濃田区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 平井 誼

2 変更年月日

平成28年4月10日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第112号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から、告示事項の変更があったので、同条第10項の規定により告示する。

平成28年4月28日

亀岡市長 桂川孝裕

「河原林町勝林島上島区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 関 美喜男

2 変更年月日

平成28年4月23日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

# 公 告

亀岡市公告第19号

狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第7項の規定により、捕獲犬の抑留について通知を受けたので、同条第8項の規定により公告する。

平成28年4月18日

亀岡市長 桂川孝裕

記

- 1 捕獲日時 平成28年4月14日  
午後5時30分頃
- 2 捕獲場所 亀岡市篠町篠合戦野
- 3 種類 柴
- 4 毛色 茶色
- 5 性別 雄
- 6 体格 中型
- 7 犬の鑑札 なし
- 8 注射済票 なし

（注意）公告期間満了の日の翌日（平成28年4月21日）までに引取りのないときは処分される。

（連絡先）京都府南丹保健所環境衛生室  
電話番号0771-62-4754

「揭示済」

亀岡市公告第20号

狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第7項の規定により、捕獲犬の抑留について通知を受けたので、同条第8項の規定により公告する。

平成28年4月19日

亀岡市長 桂川孝裕

記

- 1 捕獲日時 平成28年4月15日  
午後4時頃
- 2 捕獲場所 亀岡市東別院町栢原上日影
- 3 種類 雑種
- 4 毛色 黒・茶
- 5 性別 雄
- 6 体格 中
- 7 犬の鑑札 なし
- 8 注射済票 なし

（注意）公告期間満了の日の翌日（平成28年4月22日）までに引取りのないときは処分される。

（連絡先）京都府南丹保健所環境衛生室  
電話番号0771-62-4754

「揭示済」

亀岡市公告第21号

南丹都市計画生産緑地地区を変更するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに市長に意見書を提出することができる。

平成28年4月25日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 都市計画の種類  
生産緑地地区
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
亀岡市篠町浄法寺中村、土取及び茱萸谷の各一部
- 3 縦覧場所  
亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市まちづくり推進部都市計画課
- 4 縦覧期間  
平成28年4月25日から  
平成28年5月9日まで

「揭示済」

# 任免及び辞令

西川 聖悟郎  
亀岡市休日急病診療所薬剤師に委嘱します

竹岡 敏  
亀岡市教育委員会委員の任命を解きます

若本 夏美  
亀岡市教育委員会委員に任命します

渡邊 博己  
(各 通) 小野里 光広

岡田 一毅  
亀岡市行政不服審査会委員に委嘱します

任期は平成31年3月31日までとします  
西垣 逸郎

亀岡市の産業医を委嘱します

中川 重昭

川人 岳雄

松永 枝美子

渡邊 勇次

平井 和夫

佐々木 由紀子

堤 勝明

蔭山 正樹

野々村 展弘

関 彰

(各 通) 大ヶ谷 好宏

阿田 眞浩

宇佐美 年樹子

山口 浩和

小多田 篤宏

浅田 美佐保

木村 和子

間野 恒夫

長澤 靖史

並河 芳昭

柳原 邦弘

桐原 淳行

(各 通)

奥野正三  
熊谷義範  
斎藤嘉徳  
竹原将司  
福田明美  
山内知行  
大田實男  
林家利憲  
沼田聡社

亀岡市スポーツ推進委員に委嘱します  
任期は平成30年3月31日までとします

調 早 苗

亀岡市立本梅保育所嘱託医に委嘱します

吉岡隆行

亀岡市立東本梅保育所嘱託医に委嘱します

藤原史博

亀岡市立川東保育所嘱託医に委嘱します

佐藤明美

亀岡市立中部保育所嘱託医に委嘱します

樋垣泰伸

亀岡市立東部保育所嘱託医に委嘱します

上原久和

亀岡市立第六保育所嘱託医に委嘱します

東原博司

亀岡市立別院保育所嘱託医に委嘱します

白川和夫

亀岡市立保津保育所嘱託医に委嘱します

脇 新 五

亀岡市立本梅保育所嘱託歯科医に委嘱します

上原久晴

亀岡市立東本梅保育所嘱託歯科医に委嘱します

坂井知明

亀岡市立川東保育所嘱託歯科医に委嘱します

荻野 茂

亀岡市立中部保育所及び亀岡市立別院保育所嘱託歯科医に委嘱します

藤原史博

亀岡市立幼稚園医に委嘱します

小野恒太郎

亀岡市立幼稚園歯科医に委嘱します

岩田庄司

亀岡市立幼稚園薬剤師に委嘱します

小松康之

亀岡市監査委員に選任します

平成28年4月1日

松岡保彦

亀岡市固定資産評価審査委員会委員に選任します

平成28年4月4日

木下直己

亀岡市都市計画審議会委員に委嘱します

任期は平成28年9月4日までとします

平成28年4月21日

青山公三

明田晋治

井内邦典

今里佳奈子

奥村邦夫

尾崎まこと

北山尚美

木戸庸介

篠原総一

(各 通)

高田己喜男

田中美賀子

谷奥正憲

手塚恵子

内藤登世一

原田禎夫

松本行雄

矢田 勲

柳田泰義

山口みどり

渡辺裕文  
亀岡市総合計画審議会委員に委嘱します  
平成28年4月25日

## 監査委員欄

### 公表

亀岡市監査公表第6号

地方自治法第199条第5項の規定による監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表する。

平成28年4月15日

亀岡市監査委員 関本孝一  
亀岡市監査委員 小松康之

- 1 監査の種類  
平成28年度随時監査
- 2 監査の対象  
平成27年度末現在における棚卸状況について
  - (1) 上下水道部の貯蔵品（緊急修繕用材料及びメーター）
  - (2) 市立病院の医薬品・診療材料
- 3 監査実施日  
平成28年4月6日（水）
- 4 監査の結果  
上下水道部の貯蔵品（緊急修繕用材料及びメーター）及び市立病院の医薬品・診療材料の棚卸状況について監査を実施したところ、適正であった。

「揭示済」

# 教育委員会欄

## 任免及び辞令

西垣逸郎  
 亀岡市立亀岡小学校医に委嘱します

藤原史博  
 亀岡市立安詳小学校医に委嘱します

佐藤英夫  
 亀岡市立東別院小学校医に委嘱します

栗山卓弥  
 亀岡市立西別院小学校医に委嘱します

福島達夫  
 亀岡市立曾我部小学校医に委嘱します

佐藤俊之  
 亀岡市立吉川小学校医に委嘱します

佐藤明美  
 亀岡市立蒔田野小学校医に委嘱します

調早苗  
 亀岡市立本梅小学校医に委嘱します

佐藤俊之  
 亀岡市立畑野小学校医に委嘱します

吉岡隆行  
 亀岡市立青野小学校医に委嘱します

東原博司  
 亀岡市立大井小学校医に委嘱します

森戸俊典  
 亀岡市立千代川小学校医に委嘱します

中川務  
 亀岡市立川東小学校医に委嘱します

白川和夫  
 亀岡市立保津小学校医に委嘱します

樋垣泰伸  
 亀岡市立つつじヶ丘小学校医に委嘱します

上原久和  
 亀岡市立城西小学校医に委嘱します

植木孝宜  
 亀岡市立詳徳小学校医に委嘱します

飯野茂  
 亀岡市立南つつじヶ丘小学校医に委嘱します

平田正弘  
 亀岡市立亀岡中学校医に委嘱します

佐藤英夫  
 亀岡市立別院中学校医に委嘱します

吉岡克己  
 亀岡市立南桑中学校医に委嘱します

調幸治  
 亀岡市立育親中学校医に委嘱します

平岡聡  
 亀岡市立高田中学校医に委嘱します

十倉佳史  
 亀岡市立東輝中学校医に委嘱します

文字直  
 亀岡市立大成中学校医に委嘱します

加藤啓一郎  
 亀岡市立詳徳中学校医に委嘱します

嶋村浩一  
 亀岡市立亀岡小学校歯科医に委嘱します

並河治之  
 亀岡市立安詳小学校歯科医に委嘱します

前川眞司  
 亀岡市立東別院小学校歯科医に委嘱します

脇新五  
 亀岡市立西別院小学校歯科医に委嘱します

内藤春生  
 亀岡市立曾我部小学校歯科医に委嘱します

荻野茂  
 亀岡市立吉川小学校歯科医に委嘱します

天野浩  
 亀岡市立蒔田野小学校歯科医に委嘱します

斎藤義裕  
 亀岡市立本梅小学校歯科医に委嘱します

藤田幸彦  
 亀岡市立畑野小学校歯科医に委嘱します

細木一成 亀岡市立青野小学校歯科医に委嘱します	藤本亮 亀岡市立安詳小学校薬剤師に委嘱します
遠坂豊 亀岡市立大井小学校歯科医に委嘱します	片山徹 亀岡市立東別院小学校薬剤師に委嘱します
浦田眞幸 亀岡市立千代川小学校歯科医に委嘱します	岩田庄司 亀岡市立西別院小学校薬剤師に委嘱します
植村正敏 亀岡市立川東小学校歯科医に委嘱します	浅井直子 亀岡市立曾我部小学校薬剤師に委嘱します
石川清之 亀岡市立保津小学校歯科医に委嘱します	武田紗代子 亀岡市立吉川小学校薬剤師に委嘱します
中村弘之 亀岡市立つつじヶ丘小学校歯科医に委嘱します	塚原泰宏 亀岡市立蕨田野小学校薬剤師に委嘱します
中川幹也 亀岡市立城西小学校歯科医に委嘱します	中村孝次郎 亀岡市立本梅小学校薬剤師に委嘱します
池田利夫 亀岡市立詳徳小学校歯科医に委嘱します	高本亜由美 亀岡市立畑野小学校薬剤師に委嘱します
前田文義 亀岡市立南つつじヶ丘小学校歯科医に委嘱します	森麻由子 亀岡市立青野小学校薬剤師に委嘱します
安井明平 亀岡市立亀岡中学校歯科医に委嘱します	中西暢之 亀岡市立大井小学校薬剤師に委嘱します
田中恵一 亀岡市立別院中学校歯科医に委嘱します	中川喜よ美 亀岡市立千代川小学校薬剤師に委嘱します
市川章 亀岡市立南桑中学校歯科医に委嘱します	寺田希久子 亀岡市立川東小学校薬剤師に委嘱します
西田幸弘 亀岡市立育親中学校歯科医に委嘱します	安達整実 亀岡市立保津小学校薬剤師に委嘱します
坂井知明 亀岡市立高田中学校歯科医に委嘱します	栗林高宏 亀岡市立つつじヶ丘小学校薬剤師に委嘱します
中川博友 亀岡市立東輝中学校歯科医に委嘱します	望月英孝 亀岡市立城西小学校薬剤師に委嘱します
吉田龍兒 亀岡市立大成中学校歯科医に委嘱します	山口徳人 亀岡市立詳徳小学校薬剤師に委嘱します
岡本眞和 亀岡市立詳徳中学校歯科医に委嘱します	廣瀬裕之 亀岡市立南つつじヶ丘小学校薬剤師に委嘱します
神田孝泰 亀岡市立亀岡小学校薬剤師に委嘱します	栗林高宏 亀岡市立亀岡中学校薬剤師に委嘱します



天 野 順 介  
 亀岡市立別院中学校薬剤師に委嘱します

森 麻由子  
 亀岡市立南桑中学校薬剤師に委嘱します

中 村 孝次郎  
 亀岡市立育親中学校薬剤師に委嘱します

寺 田 希久子  
 亀岡市立高田中学校薬剤師に委嘱します

俵 知 可  
 亀岡市立東輝中学校薬剤師に委嘱します

金 沢 有 希  
 亀岡市立大成中学校薬剤師に委嘱します

藤 本 亮  
 亀岡市立詳徳中学校薬剤師に委嘱します

平成28年4月1日

## 選挙管理委員会欄

### 告 示

亀岡市選挙管理委員会告示第19号

次に掲げる告示は、廃止する。

平成28年4月1日

亀岡市選挙管理委員会  
 委員長 岡野宗忠

- 1 亀岡市農業委員会委員選挙における投票区  
 の設置（昭和32年亀岡市選挙管理委員会告  
 示第35号）
- 2 亀岡市農業委員会委員選挙における告示日  
 前請求に係る不在者投票の投票用紙及び投票  
 用封筒の郵便発送について（昭和59年亀岡  
 市選挙管理委員会告示第17号）

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、告示の日から実施する。

（経過措置）

- 2 この告示の実施の際現に在任する農業委員  
 会の委員で、農業協同組合法等の一部を改正  
 する法律（平成27年法律第63号）附則第  
 29条第2項の規定により、その任期満了の  
 日（選挙による委員の全員が全てなくなった  
 ときは、そのなくなった日）までの間に限り、  
 なお従前の例により在任するものについては、  
 なお従前の例による。

「揭示済」

## 亀岡市選挙管理委員会告示第20号

亀岡市亀岡土地改良区総代選挙の期日及び投票の時間並びに選挙すべき総代の数は、次のとおりである。

平成28年4月20日

亀岡市選挙管理委員会委員長 岡野宗忠

- 1 選挙の期日 平成28年4月27日
- 2 投票の時間 午後1時から午後4時まで
- 3 選挙すべき総代の数 31人

選挙区	選挙区の区域	総代の数
第1選挙区	亀岡市 余部 地区	11人
第2選挙区	〃 安町 〃	4人
	〃 荒塚 〃	
第3選挙区	〃 下矢田 〃	11人
	〃 中矢田 〃	
	〃 上矢田 〃	
第4選挙区	〃 古世 〃	5人
	〃 三宅 〃	

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第21号

平成28年4月27日執行の亀岡市亀岡土地改良区総代選挙における選挙長、同職務代理者及び選挙立会人の住所及び氏名は、次のとおりである。

平成28年4月20日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 岡野宗忠

1 選挙長

選挙区	住所	氏名
第1選挙区	省略	井上正雄
第2選挙区	省略	並河和夫
第3選挙区	省略	菱田光紀
第4選挙区	省略	竹内佳昭

2 選挙長職務代理者

選挙区	住所	氏名
第1選挙区	省略	四方雅美
第2選挙区	省略	松尾眞光
第3選挙区	省略	中村正一
第4選挙区	省略	乾育藏

3 選挙立会人

選挙区	住所	氏名
第1選挙区	省略	四方雅美
	省略	西田広司
第2選挙区	省略	松尾眞光
	省略	福井恒治
第3選挙区	省略	中村正一
	省略	中村忠司
第4選挙区	省略	乾育藏
	省略	竹内準

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第22号

平成28年4月27日執行の亀岡市亀岡土地改良区総代選挙における選挙長の執務場所を次のとおり定める。

平成28年4月20日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 岡野宗忠

亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市亀岡土地改良区事務所

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第23号

平成28年4月27日執行の亀岡市亀岡土地改良区総代選挙の投票用紙の様式を次のとおり定める。

平成28年4月20日

亀岡市選挙管理委員会委員長 岡野宗忠

亀岡市亀岡土地改良区総代選挙投票用紙の様式

(表)

亀岡市亀岡土地改良区総代選挙

改 良 区 之 印	亀 岡 土 地	亀 岡 市
-----------------------	------------------	-------------

(折目)

(裏)

候補者氏名	<p>○ 注 意</p> <p>一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。</p> <p>二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p>

(折目)

備考 投票用紙は白色とし、文字は黒色のインキで印刷し、印は黒色のインキで刷込式とする。

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第24号

平成28年4月27日執行の亀岡市亀岡土地改良区総代選挙における当選人の住所及び氏名は、次のとおりである。

平成28年4月27日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 岡野宗忠

選挙区	住所	氏名
第1選挙区	省略	石野 淳 士
	省略	福井 重 數
	省略	福井 知 史
	省略	中井 保 弘
	省略	中澤 幸 雄
	省略	林 起 予 則
	省略	藤村 幸 二
	省略	松井 勝 則
	省略	関 定 雄
	省略	石野 正 三
第2選挙区	省略	古谷 勝 利
	省略	坂本 元 男
	省略	澤田 悦 好
	省略	明田 好 市
第3選挙区	省略	石野 哲 夫
	省略	鹿田 定 男
	省略	矢代 吉 晴
	省略	桂 喬 茂
	省略	石田 至
	省略	畑 武 巳
	省略	梅原 啓 三
	省略	松波 政 男
	省略	大槻 松 平
	省略	岩森 保 文
省略	森 哲 男	
省略	井上 潔	

第4選挙区	省略	福井 啓 二
	省略	梅田 啓 史
	省略	塩野 秀 男
	省略	前川 芳 夫
	省略	安川 正 男

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第25号

平成28年4月27日執行の亀岡市亀岡土地改良区総代選挙において当選証書を付与した者の住所及び氏名は、次のとおりである。

平成28年4月27日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 岡野宗忠

選挙区	住所	氏名
第1選挙区	省略	石野 淳 士
	省略	福井 重 數
	省略	福井 知 史
	省略	中井 保 弘
	省略	中澤 幸 雄
	省略	林 起 予 則
	省略	藤村 幸 二
	省略	松井 勝 則
	省略	関 定 雄
	省略	石野 正 三
第2選挙区	省略	古谷 勝 利
	省略	坂本 元 男
	省略	澤田 悦 好
	省略	明田 好 市
第3選挙区	省略	石野 哲 夫
	省略	鹿田 定 男
	省略	矢代 吉 晴

第3選挙区	省略	鹿田定男
	省略	矢代吉晴
	省略	桂喬茂
	省略	石田至
	省略	畑武巳
	省略	梅原啓三
	省略	松波政男
	省略	大槻松平
	省略	岩森保文
	省略	森哲男
第4選挙区	省略	井上潔
	省略	福井啓二
	省略	梅田啓史
	省略	塩野秀男
	省略	前川芳夫
	省略	安川正男

「揭示済」

# 公平委員会欄

## 規則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年4月1日

亀岡市公平委員会委員長 小田博子

亀岡市公平委員会規則第1号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年亀岡市公平委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

市長部局 （会計管理者の補助機関を含む。）	部長、室長、危機管理監、担当部長、担当室長、次長、課長、担当課長、副課長、担当副課長、秘書・広報・企画・財政・行政・人事・給与・研修・文書・庁舎管理・部の総務担当事務の係長・主幹、夢ビジョン推進課員（主任に限る。）及び人事・給与担当の職員（主任、主査、主事に限る。）並びに出納担当の係長
教育委員会事務局	部長、担当部長、次長、課長、担当課長、副課長、担当副課長及び教育総務課総務担当事務の係長

」

を

「

市長部局 （会計管理者の補助機関を含む。）	部長、室長、危機管理監、担当部長、担当室長、次長、課長、担当課長、副課長、担当副課長、秘書・広報・企画・財政・行政・人事・給与・研修・文書・庁舎管理・出納・部及び室の総務担当課事務の係長・主幹、ふるさと創生課及び企画調整課員（主任に限る。）並びに人事・給与担当の職員（主任、主査及び主事に限る。）
教育委員会事務局	部長、担当部長、次長、課長、担当課長、副課長、担当副課長及び総務担当課事務の係長

」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

再就職者による依頼等の届出の手続に関する規則をここに公布する。

平成28年4月1日

亀岡市公平委員会  
委員長 小田博子

亀岡市公平委員会規則第2号

再就職者による依頼等の届出の手続に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の2第7項の規定に基づき、再就職者（同条第1項に規定する再就職者をいう。以下同じ。）による同条第7項に規定する要求又は依頼（以下「依頼等」という。）を受けた旨の届出の手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

(届出事項)

第2条 法第38条の2第7項の規定による届出は、同項に規定する依頼等を受けた後遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面（別記様式）を公平委員会に提出して行うものとする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 職
- (4) 依頼等をした再就職者の氏名
- (5) 前号の再就職者がその地位に就いている営利企業等（法第38条の2第1項に規定する営利企業等をいう。以下同じ。）の名称及び当該営利企業等における当該再就職者の地位
- (6) 依頼等が行われた日時
- (7) 依頼等の内容

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



別記様式（第2条関係）

再就職者から依頼等を受けた場合の届出

年 月 日

（宛先）亀岡市公平委員会委員長

地方公務員法第38条の2第7項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。この届出書の記載事項は、事実と相違ありません。

1 届出者

（ふりがな）（ 氏 名 ㊤	生年月日 年 月 日生
所属	職

2 要求又は依頼をした再就職者の氏名等

（ふりがな）（ 氏 名	要求又は依頼が行われた日時 年 月 日 時
再就職者が勤務する営利企業等の名称	営利企業等における再就職者の地位（役職等）
離職時の所属	離職時の職

3 要求又は依頼の内容

--

「揭示済」

不利益処分についての不服申立てに関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年4月1日

亀岡市公平委員会  
委員長 小田博子

亀岡市公平委員会規則第3号

不利益処分についての不服申立てに関する規則等の一部を改正する規則

(不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部改正)

第1条 不利益処分についての不服申立てに関する規則(昭和33年亀岡市公平委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

題名中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第1条中「又は異議申立て(以下「不服申立て」という。)」を削る。

第2条を次のように改める。

(当事者)

第2条 当事者とは、処分について審査請求をする者(以下「審査請求人」という。)及び処分を行った者(以下「処分者」という。)をいう。ただし、処分者が当該処分を行った後においてその職を離れた場合には、その職又はこれに相当する職にある者を処分者とみなす。

第4条第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

「第2章 不服申立て」を「第2章 審査請求」に改める。

第5条の見出しを「(審査請求)」に改め、同条第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は異議申立書(以下「不服申立書」という。)」を削り、同条第2項中「不服申立書」を「審査請求書」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同項第5号中「あつた」を「あった」に改め、同項第9号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第3項中「不服申立書」を「審査請求書」に改め、同条第4項中「不服申立書」を「審査請求書」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第6条(見出しを含む。)中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立書」を「審査請求書」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第7条第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第7条の2中「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第8条中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第10条(見出しを含む。)中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第1項中「又は決定(以下「判定」という。)」を削る。

第10条の2第1項中「よつて」を「よつて」に改める。

第11条中「不服申立人」を「審査請求人」に、「打切り不服申立て」を「打ち切り審査請求」に改める。

第12条(見出しを含む。)中「判定」を「裁決」に改め、同条第1項中「又は決定書(以下「判定書」という。)」を削る。

第13条中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第14条中「一に」を「いずれかに」に、

「判定」を「裁決」に、「再審査請求書」を「再審請求書」に改める。

第18条第1項中「判定」を「裁決」に改める。

第19条第2号中「行つた」を「行った」に改める。

第20条中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(亀岡市公平委員会公開口頭審理の傍聴に関する規則の一部改正)

第2条 亀岡市公平委員会公開口頭審理の傍聴に関する規則(平成17年亀岡市公平委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第3条中「一に」を「いずれかに」に改める。

(職員からの苦情相談に関する規則の一部改正)

第3条 職員からの苦情相談に関する規則(平成18年亀岡市公平委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「不服申し立て」を「審査請求」に改める。

第4条第3項第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(勤務条件に関する措置の要求に関する規則及び不利益処分についての不服申立てに関する規則に必要な書面及び手続の一部改正)

第4条 勤務条件に関する措置の要求に関する規則及び不利益処分についての不服申立てに関する規則に必要な書面及び手続(昭和34年亀岡市公平委員会制定)の一部を次のように改正する。

題名中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

別記第1号様式中「あて先」を「宛先」に、「行つた」を「行った」に改める。

別記第2号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

別記第3号様式中「不服申立書」を「審査請求書」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「あて先」を「宛先」に、「不服申立て」を「審査請求」に、「されなかつた」を「されなかった」に改める。

別記第4号様式中「不服申立書」を「審査請求書」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「あて先」を「宛先」に、「行つた」を「行った」に改める。

別記第5号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

別記第6号様式中「不服申立人」を「審査請求人」に、「あて先」を「宛先」に、「不服申立て」を「審査請求」に、「再審査」を「再審」に、「判定」を「裁決」に改める。

別記第7号様式中「不服申立人」を「審査請求人」に、「あて先」を「宛先」に、「行つた」を「行った」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年4月22日

亀岡市公平委員会  
委員長 小田博子

亀岡市公平委員会規則第4号

不利益処分についての審査請求に  
関する規則の一部を改正する規則

不利益処分についての審査請求に関する規則  
(昭和33年亀岡市公平委員会規則第3号)の  
一部を次のように改正する。

第6条の見出し中「及び」を「又は」に改め  
る。

第9条の2の次に次の1条を加える。

(審理の終了)

第9条の3 委員会は、必要な審理を終えた  
と認めるときは、審理を終了するものとする。

2 前項に定めるもののほか、委員会は、次の  
各号のいずれかに該当するときは、審理を終  
了することができる。

(1) 審査請求人から第8条第2項又は第9条  
第2項に規定する反論書がこれらの規定の  
相当の期間内に提出されない場合において、  
委員会が更に一定の期間を定めてこれらの  
書面の提出を求めたにもかかわらず、当該  
提出期間内に提出されなかったとき。

(2) 審査請求人及びその代理人が共に口頭審  
理の期日に正当な理由がなくて出席しない  
とき。

3 委員会は、前2項の規定に基づき審理を終  
了したときは、速やかに、当事者にその旨を  
通知するものとする。

第10条に次の1項を加える。

4 公平委員会は、受理した審査請求が取り下  
げられたときは、処分者にその旨を通知する  
ものとする。

第15条の見出し中「及び」を「又は」に改  
める。

第17条中「第9条」の次に「及び第9条の  
2」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成28  
年4月1日から適用する。

「揭示済」

上下水道部欄

規程

亀岡市上下水道部職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市上下水道事業管理規程第3号

亀岡市上下水道部職員就業規程の一部を改正する規程

亀岡市上下水道部職員就業規程（昭和58年亀岡市公営企業管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

第24条を次のように改める。  
（営利企業への従事等の制限）

第24条 職員の営利企業への従事等の制限については、職員の営利企業への従事等の制限に関する規則（昭和35年亀岡市規則第15号）及び亀岡市職員服務規則（昭和30年亀岡市規則第5号。以下「服務規則」という。）第40条の規定を準用する。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

「揭示済」

告示

亀岡市上下水道部告示第2号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、次のとおり料金収納事務を委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

平成28年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

1 委託の相手方

東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号  
日本橋日銀通りビル5階

地銀ネットワークサービス株式会社  
提携コンビニエンスストア

エブリワン くらしハウス

ココストア コミュニティ・ストア

サークルK サンクス

スパ－（北海道） スリーエイト

スリーエフ 生活彩家

セイコーマ－ト セーブオン

セブン－イレブン デイリーヤマザキ

ニューヤマザキデイリーストア

ファミリーマ－ト ポプラ

ミニストップ

ヤマザキスペシャルパートナーショップ

ヤマザキデイリーストア－ ローソン

ローソンストア100 ローソンマ－ト

MMK設置店

2 委託した収納事務

亀岡市上下水道事業に係る公金（水道料金、簡易水道料金、公共下水道使用料、地域下水道使用料及び水道メーター使用料）のコンビニエンスストア収納事務

3 委託期間

平成28年4月1日から  
平成29年3月31日

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第3号

亀岡市指定給水装置工事  
事業者指定の告示

平成28年4月14日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者を亀岡市指定給水装置工事事業者として指定したので、亀岡市指定給水装置工事事業者規程第10条の規定により告示する。

記

1 指定した日

平成28年4月14日

2 指定した業者

指定番号	業者名	代表者名	住所
278	WPナガイ	長井 禎範	大阪市平野区爪破東8丁目8-9

「揭示済」

公 告

亀岡市上下水道部公告第1号

亀岡市公共下水道事業受益者負担に関する条例（昭和56年亀岡市条例第21号）第5条の規定に基づき、平成28年度賦課対象区域を定めたので、次のとおり公告する。

平成28年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

1 賦課対象区域

余部町塞又、葎田野町佐伯飼条の各一部

「揭示済」

亀岡市上下水道部公告第2号

亀岡市公共下水道事業受益者負担に関する条例（昭和56年亀岡市条例第21号）第3条の規定に基づき、負担区の拡大区域を定めたので、次のとおり公告する。

平成28年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

1 負担区の名称

第1負担区

第2負担区

2 負担区域（拡大区域）

第1負担区

追分町（一本木・下島・谷筋・中河原・八ノ坪）、保津町下中島、余部町清水、古世町向嶋の一部

第2負担区

保津町（鐘鑄島・正人渕・針ノ木新田・荒打・上中島・下中島）の一部

3 地積

第1負担区 15.3ha

第2負担区 14ha

「揭示済」

# 市立病院欄

## 規程

亀岡市立病院の使用料及び手数料に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年4月21日

亀岡市病院事業管理者 玉井和夫

亀岡市病院事業管理規程第3号

亀岡市立病院の使用料及び手数料に関する規程の一部を改正する規程

亀岡市立病院の使用料及び手数料に関する規程（平成16年亀岡市病院事業管理規程第32号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

男性基本料	検査項目中の上部消化管選択項目	X線	1回 41,250 (3,055)
		内視鏡	1回 44,000 (3,259)
女性基本料	検査項目中の上部消化管選択項目	X線	1回 44,000 (3,259)
		内視鏡	1回 44,000 (3,259)

」

を

「

基本料	1回 43,000 (3,185)
-----	-------------------

」

に改める。

附 則

この規程は、平成28年5月1日から施行する。

「揭示済」



## 告示

亀岡市立病院告示第1号

地方自治法第231条の2の規定に基づく、  
亀岡市病院事業会計規程第28条の規定による  
指定代理納付者を次のとおり指定したので告示  
する。

平成28年4月1日

亀岡市病院事業管理者 玉井和夫

1 指定代理納付者の名称等

- ① 京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町  
731番地  
京都クレジットサービス株式会社  
代表取締役 大槻隆士
- ② 京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町  
731番地  
京銀カードサービス株式会社  
代表取締役 田中晴男

2 指定代理納付者による納付を認める歳入の  
範囲

亀岡市立病院における診療に係る使用料及  
び手数料

3 指定期間

平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで

「揭示済」

## 公告

亀岡市立病院公告第3号

平成28年4月19日に実施した亀岡市立病  
院職員採用試験の結果、次のとおり合格者を決  
定し、職員採用候補者名簿に登録したので公告  
する。ただし、登録有効期限については、平成  
28年7月31日までとする。

平成28年4月22日

亀岡市病院事業管理者 玉井和夫

(候補者受験番号)

1

「揭示済」